2024年４月１日変更

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家の解体を検討されている方へ（補助金のご案内）

空き家を解体する場合には条件を満たすと「安芸高田市空き家解体事業補助金」を交付することができます。

空き家解体事業補助金

目的
近隣及び生活道路等の危険を防止し、市民の安全、安心の確保及び住環境の改善の向上を目的に老朽化により危険な木造住宅とその敷地内にある木造建築物の解体工事等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。 ※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。
対象となる空き家
事前審査（不良度判定）の判定結果が 100 点以上となった空き家（※木造住宅に限る。）
対象者
空き家の所有者等（空き家所有者・空き家の所有者が亡くなられている場合はその相続人・敷地の所有者）

補助率	限度額
解体工事等の３分の１	30 万円

必要書類
<u>解体前に</u>次の書類を添えて交付申請が必要です。 １　空き家解体事業補助金交付申請書（様式第１号） ２　所有者を確認することができる書類（登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し等） ３　解体工事等の見積書 ４　住宅の間取り平面図 ５　解体業者の建設業の許可通知書の写し又は解体工事業の登録を受けたことを確認することができる書類の写し ６　解体工事前の建物の写真 ※建物所有者の相続人が申請する場合・・・相続人の確約書（様式第３号） ※建物と敷地の所有者が違う場合で、建物所有者が解体する場合・・・敷地所有者の同意書（様式第２号） ※建物と敷地の所有者が違う場合で、敷地所有者が解体する場合・・・建物所有者の同意書（様式第４号）

必要書類
解体工事後、３月以内又は交付決定日の年度末のいずれか早い日までに次の書類を添えて実績報告が必要です。 １　空き家解体事業補助金実績報告書（様式第９号） ２　解体工事等の完了を確認することができる写真 ３　解体工事等の請求書又は領収書の写し ４　解体工事等に係る廃棄物に関する処分証明書の写し（マニフェスト） ※交付確定後、請求書の提出が必要です。
申請先・お問い合わせ先
安芸高田市　建設部　管理課 住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地 TEL：（0826）47-1201　　Fax（0826）47-1206

申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止）が生じた場合は、安芸高田市空き家解体事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第７号）を提出してください。

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していていただきます。

１　要綱に違反したとき
２　補助金の交付に関して附された条件に違反したとき
３　解体工事等が不適当と認められるとき
４　補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
５　解体業者から解体工事等の取り止めの申し出があったとき又は申請に係る期間内に解体工事等に着手しないとき
６　補助金の使途が不適当と認められたとき
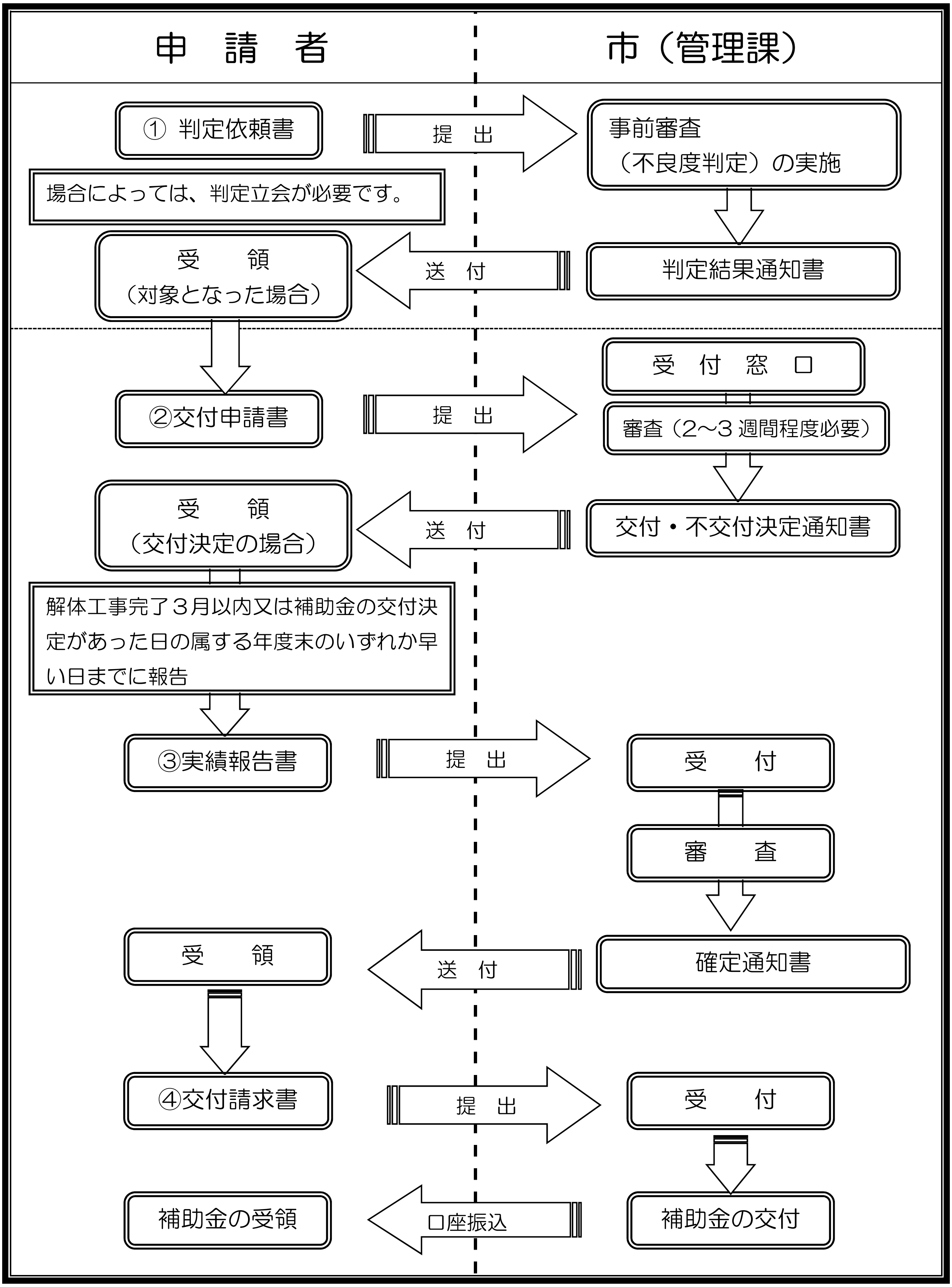
空き家解体事業補助金申請の手続きの流れ